

社 福 第 8 6 6 号
平成 2 5 年 1 2 月 2 7 日

社会福祉法人鹿児島いのちの電話協会理事長 様

鹿児島県知事



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)

平成 2 5 年 1 2 月 2 7 日から平成 3 0 年 1 2 月 2 6 日まで